

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 11 月 25 日号 (No.388)

I. 重要法令等の解説

1. 「女性権益保障法」
2. 「外商投資奨励産業目録 (2022 年版)」

II. 注目法令等の紹介

1. 「薬品リコール管理規則」
2. 「立法法 (改正草案意見募集稿)」
3. 「行政不服審査法 (改正草案意見募集稿)」
4. 「不動産登記法 (意見募集稿)」
5. 「『民法典』契約編通則部分の適用に関する解釈 (意見募集稿)」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 重要法令等の解説

1. 「女性権益保障法」¹

主席令第 122 号 全人代常務委員会

2022 年 10 月 30 日公布 2023 年 1 月 1 日施行

執筆担当：沈 陽、上村 莉愛、五十嵐 充

近年、中国でジェンダーに関する重大事件²が社会的に大きなインパクトを与えるなど、実情として十分な保護を受けられていない女性権益に対する社会的関心が高まる中、女性権益保障法（以下「本法」という。）が全面改正（以下「本改正」という。）された。

本改正は、使用者に対してセクハラ防止・制止措置を講じる義務の内容が明確化された。また、女性従業員の就労機会の平等及び女性従業員の特別権益の保護について具体的かつ実行性のある改正が行われるなど、使用者にとって重要性が高いといえる。そのため、企業としては本改正の正式施行（2023 年 1 月 1 日）までに、本法規定に基づく対応が求められる。

(1) 本法の概要

本法は、1992 年 4 月 3 日に公布された後、2005 年に「男女平等は基本的な国策」であることを明記するなど全面的な改正（以下「2005 年改正」という。）が行われた。本改正は、本法施行以来 2 度目の全面改正となる³。

本法は、「男女平等」の基本原則を掲げ、女性は、政治的、経済的、文化的、社会

¹ 原文「妇女权益保障法」

² 例えば、「鎖の女事件」（農村部における女性誘拐・監禁事件）、「中国版#MeToo のシンボル」と言われる職場におけるセクハラ事件、反社会勢力による女性に対する重大な暴行事件等。

³ このほか、2018 年 10 月 26 日に形式的な修正が行われた。

中国最新法令 < 速報 >

的、家庭生活の各分野において、男性と平等な権利を享受すると定め、女性に対する一切の差別を禁止する。

本改正では、「女性が法に基づき権利の享受及び行使を排斥、制限する」ことを禁止する文言が追加され、女性に対する差別禁止が徹底された（2条1項、2項）。また、本法では「男女平等」とともに「女性権益の保障」を目的としており、女性の特別権利を保護する旨が定められている（2条3項）。

本法において、男女の権利平等の保障及び女性の特別権利の保護は、各章において具現化されている。

(2) 人身及び人格権益に関する改正点

ア 性的嫌がらせ（セクハラ）に関する改正

本法は、使用者に対して、セクハラ予防と制止のために下記の措置を講じる義務を定めた（25条）。

- ① セクハラを禁止する規則制度の制定
- ② 担当部署又は担当者の明確化
- ③ セクハラ予防と制止のための講習、教育の実施
- ④ 必要な安全警備措置の実施
- ⑤ 通報電話、メールボックス等の設置、通報ルートの提供
- ⑥ 調査、処理手続きの構築・完全化、適時の紛争処理・当事者のプライバシーと個人情報の保護
- ⑦ 被害者女性の法に基づく権利保護請求へのサポート・協力、必要に応じた被害者女性への心理相談の提供
- ⑧ その他セクハラを防止、制止するための合理的な措置

イ 使用者による健康診断の提供

本改正では、使用者が定期的に女性従業員に対して婦人科疾患、乳腺疾患及び女性が特別に必要なその他の健康診断を手配しなければならないと規定した（31条3項）。

(3) 労働及び社会保障権益に関する改正点

ア 差別的待遇の禁止

「使用者が従業員を採用する際に、女性に適しない職種又は職位を除き、性別を理由に女性の採用を拒絶し、又は女性の採用基準を引き上げてはならない。」という従前の規定に対して、本改正では、以下のとおり、企業が従業員を採用する際に禁止する差別的な行為を詳細に規定した（43条）。

- ① 男性に限定又は男性を優先させるよう規定すること
- ② 個人の基本情報を超え女性応募者の結婚、出産状況を質問又は調査すること
- ③ 妊娠確認を入職時身体検査項目とすること

中国最新法令 < 速報 >

- ④ 結婚、出産を制限し、又は結婚、出産状況を採用条件にすること
- ⑤ その他性別を理由に女性の採用を拒絶し又は差別的に女性の採用基準を引き上げる行為

イ 女性従業員特別保護条項の記載

使用者は女性従業員と締結する労働（雇用）契約又はサービス契約において、女性従業員の特別保護条項を記載しなければならない（44 条 1 項）。女性従業員特別保護条項の内容に関し、本法では明確に定義していないが、「労働法」⁴ 7 章に規定する女性従業員に対する特別保護⁵に関する規定や、「女性従業員労働保護特別規定」⁶及び各地の関連規定⁷で定められている女性従業員に対する特別保護の内容が参照されるものと考えられる。

また、従業員と使用者との間で締結する集団契約においても、男女平等及び女性従業員の利益保護に関連する内容を含めなければならないとされた（44 条 2 項）。

（全 86 条）

2. 「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」⁸

商務部令第 52 号 国家発展改革委員会

2022 年 10 月 26 日公布 2023 年 1 月 1 日施行

執筆担当：崔 俊、朝倉 利哉、井村 俊介

外商投資の範囲を拡大する方針⁹、及び対外開放を推進し法律に従って外国投資家の権益を保護し、市場化、法治化、国際化したビジネス環境を構築する方針¹⁰に基づき、国家発展改革委員会及び商務部は、2022 年 10 月 26 日、2022 年版外商投資奨励産業目録を公表した。

この目録は、2020 年版目録を改正するものであり、一回の意見募集¹¹を経て正式に公布されたものである。2022 年版目録では、主に、先進的製造業、現代的サービス業及び中西部・東北地区における優位産業への外商投資を引き続き奨励し、強化する趣旨で、関連する項目の追加及び修正がなされている。

「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」（以下「2022 年版目録」という。）の総項目

⁴ 主席令第 24 号、全人代常務委員会、2018 年 12 月 29 日改正公布、施行。

⁵ 従事禁止職種、月経期間・妊娠期間・授乳期間の特別保護、産休等について規定されている。

⁶ 国务院令 619 条、国务院、2012 年 4 月 28 日公布、施行。

⁷ 女性従業員労働保護に関しては、各地で独自の条例を公布し、産休・育休の日数等具体的な待遇に関して地方により異なる場合がある。例えば「浙江省女性従業員労働保護規則」「江蘇省女性従業員労働保護特別規定」等。

⁸ 原文「鼓励外商投资产业目录（2022 年版）」

⁹ http://www.gov.cn/xinwen/2021-11/04/content_5648891.htm

¹⁰ http://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content_5721685.htm

¹¹ [本ニュースレターNo.377（2022 年 6 月 10 日発行）](#) 参照。

中国最新法令 < 速報 >

数は1,474項目であり、現行の「外商投資奨励産業目録（2020年版）」¹²（以下「2020年版目録」という。）から239項目が追加され、167項目が修正された。2020年版目録と同様、全国外商投資奨励産業目録と中西部地区外商投資優位産業目録の2つの目録によって構成される。今回の改正により、全国・中西部地区それぞれの目録の項目数は、2020年版目録から、それぞれ39項目・200項目増え、85項目・82項目が修正された結果、それぞれ計519項目・955項目となった。

奨励産業目録に該当する産業に従事する外商投資企業には、引き続き、主に以下の優遇措置が適用される。

- ① 所定の設備の輸入の際に関税等の免除措置を受けられる¹³。
- ② 関連法令に規定された条件を満たす西部地域の優位産業に従事する場合、企業所得税について15%の軽減税率が適用可能となる¹⁴。
- ③ 土地を集約使用する工業プロジェクトに対しては土地が優先的に供給され、土地払下最低標準価格の引き下げが可能となる¹⁵。

（1）全国外商投資奨励産業目録について

全国外商投資奨励産業目録は、依然として製造業と現代的サービス業¹⁶に関する分野がメインとなっている。今回の改正のうち、特に注目すべき、新たに追加又は修正された項目は以下のとおりである。

- ① 林業バイオマスエネルギーの新技术、新製品の開発、生産及び応用（82項）
- ② 医薬品製造業関連消耗品の開発、生産（99項）
- ③ ハイテク非鉄金属材料及びその製品の生産（137項）
- ④ 高性能フォトレジストの開発、生産（369項）
- ⑤ グロー放電質量分析計の開発、生産（389項）
- ⑥ 低炭素、環境保護、環境配慮、省エネルギー、節水の先進的システムインテグレーション技術及びサービス（493項）
- ⑦ 専門設計サービス（495項）、職業教育機関（505項）、人材資源サービス（457項）、クリーン生産の評価、認証及び審査（473項）

（2）中西部地区外商投資優位産業目録について

中西部地区外商投資優位産業目録では、各省・直轄市の事情を総合的に考慮して奨励項目が追加された。主な追加項目は下表のとおりである。

¹² [本ニュースレターNo.344（2021年1月15日発行）](#) 参照。

¹³ 「設備輸入税収調整に関する通知」（国発1997（37号））1条。

¹⁴ 「西部大開発企業所得税政策を延長に関する公告」（財政部、税務総局、国家発展改革委員会公告2020年23号）1条。

¹⁵ 「対外開放の拡大及び外資の積極利用における若干の措置に関する通知」（国発[2017]5号）3条17項。

¹⁶ 科技部が公布した『「一三五」現代的服务科学技術イノベーション特定プロジェクト計画』によれば、現代的服务業とは、主に情報技術と現代の経営理念に基づいて発展した、情報・知識集約的なサービス産業を指すものとされている。

中国最新法令〈速報〉

省・直轄市	追加項目
山西、遼寧、安徽、寧夏等	スマートフォン、タブレットパソコン等のスマート端末製品及び基幹部品の生産（山西、安徽、湖南）、衣服付属品の加工生産（遼寧）、機能性環境保護型再生ポリエステル繊維の研究開発及び生産（安徽）、液晶ディスプレイ材料及び有機 EL ディスプレイ材料の製造（寧夏）
内モンゴル、江西、貴州、黒龍江等	クリーンコール技術製品の開発及び利用（内モンゴル）、園林花卉の初級加工又は高度再加工（江西）、セレン高含有農産品の栽培（貴州）、黒土耕地の保護利用技術の研究開発革新（黒龍江）
チベット、新疆、雲南、青海等	商業チェーン経営（チベット）、砂漠経済産業（新疆）、越境物流（雲南）、エコツーリズム資源保護型開発及び経営（青海）

II. 注目法令等の紹介

1. 「薬品リコール管理規則」¹⁷

国家薬品监督管理局 2022 年 10 月 24 日公布 2022 年 11 月 1 日施行

執筆担当：張 超、森 琢真、鈴木 幹太

本規則は、薬品の品質監督管理とリスク管理を強化し、保有者の責任を着実に実行し、公衆の薬品使用の安全を保障することを主な目的として、従前の「薬品リコール管理規則」（2007 年 12 月施行）を修正する形で公布された。なお、背景には、2019 年に改正された「薬品管理法」の施行に伴い、薬品上市許可保有者¹⁸（以下、「保有者」という。）制度の実施によって、薬品の監督管理に大きな変化がもたらされている状況がある。

本規則の主な改正点は、①適用範囲の拡大、②責任主体の変更、③リコール手続きの詳細化、④国外リコールに関する報告義務の具体化である。

①（適用範囲の拡大）について、本規則は、リコールの対象を「品質問題又はその他の安全上の潜在的危険性が存在する市場で販売されている薬品」と明記した上、品質問題又はその他の安全上の潜在的危険性が存在する場合とは、研究開発、生産、貯蔵輸送、表示等により薬品が法定要求に合致しない場合又は薬品が、人体の健康及び生命の安全に不合理な危険を及ぼす恐れがある場合と定義した（3 条、4 条）。

②（責任主体の変更）について、本規則は、「薬品管理法」に合わせて、リコールの実施主体を薬品生産企業から保有者に変更した上、薬品生産企業、薬品取扱企業、薬品使用単位の協力義務等を明確にした（5 条、6 条）。

③（リコール手続きの詳細化）について、本規則は、品質問題その他の安全問題の存在する場合、保有者は、（自らの判断により）リコールを決定、実施しなければならないと規定する（15 条 1 項。自主リコール）。また、省、自治区、直轄市政府薬品監

¹⁷ 原文「药品召回管理办法」

¹⁸ 「薬品管理法」30 条によれば、薬品上市許可保有者は、薬品登録証書を取得した企業又は薬品研究開発機構等を指しており、薬品の非臨床研究、臨床試験、製造及び取扱、上市后研究、有害反応の監視測定及び報告並びに処理等につき責任を負わなければならないとされている（詳細は [本ニュースレター No.311\(2019 年 9 月 20 日発行\)](#) 参照。）。

中国最新法令 < 速報 >

督管理部門は、自主リコールすべき薬品がリコールされていない場合、自主リコールが不徹底である場合に、保有者に対して、リコールを命じることができる（22 条）。また、薬品の品質問題又はその他の安全上の潜在的危険性の程度に基づき、リコールを 1 級（深刻な健康危害を引き起こし、又はその可能性がある場合）、2 級（暫定的又は可逆的な健康危害を引き起こし、又はその可能性がある場合）及び 3 級（通常健康危害を引き起こすことはないが、リコールが必要となる場合）に分類し（13 条）、1 級・2 級リコールにおける保有者の所在地の省レベルの薬品監督管理部門のウェブサイトへの情報公表義務を新たに設け（15 条 2 項）、2 級・3 級リコールにおける保有者のリコール通知期限をそれぞれリコール決定後の 3 日以内と 7 日以内に延長し（16 条）、リコール完了後の当局への報告期限を 10 営業日以内に明確化した（20 条）。

④（国外リコールに関する報告義務の具体化）について、本規則は、国外保有者が国外にて薬品のリコールを実施するにあたり、国内の市場で販売されている薬品（以下、「国内の上市薬品」という。）の種類と同一（ただし、国内の上市薬品の規格、ロット番号又は剤形に関わらない）である場合、国内の上市薬品と生産ラインを共有する場合やその他薬品監督管理部門に報告する必要がある場合において、国外保有者の国内代理人が国外リコール開始後の 10 営業日以内に省レベルの薬品監督管理部門へ報告する義務を負うこと、国外のリコールの状況を総合的に判断し、必要である場合、国内でもリコールを実施すべき旨を定めた（21 条）。

（全 33 条）

2. 「立法法（改正草案意見募集稿）」¹⁹

全国人民代表大会常務委員会

2022 年 10 月 31 日公表 意見募集期限 2022 年 11 月 29 日

執筆担当：張 雪駿、金 載中、宇賀神 崇

「立法法（改正草案意見募集稿）」は、同法を 7 年ぶりに改正する意見募集稿である。主な実質的改正の内容としては、法律草案審議機構の「法律委員会」の名称変更（新名称「憲法及び法律委員会」）、法律草案、行政法規及び地方性法規等の合憲性担保及び審査の明文化（22、107、108 条）、1 度の全人代常務委員会審議で議決可能な場合に「緊急事態がある」ときの追加²⁰（32 条）、広く法律草案への意見を募る「基層立法連絡所」の設立（39 条）、全人代常務委員会等中央の機関による行政法規及び地方性法規等に対する自主的審査及び個別審査等に関する条文の新設（106 条）、監査法規の制定や全人代常務委員会への報告届出等を担う国家監査委員会に関する条文の新設（115 条）等が挙げられる。なお、改正法が正式に公布される場合、必要に応じ

¹⁹ 原文「立法法（修正草案）征求意见」

²⁰ 通常、議決に付するためには 3 度の全人代常務委員会審議を要する（31 条）。

中国最新法令 < 速報 >

最終的改正内容も紹介する。

(全 115 条)

3. 「行政不服審査法（改正草案意見募集稿）」²¹

全国人民代表大会常務委員会

2022 年 10 月 31 日公表 意見募集期限 2022 年 11 月 29 日

執筆担当：張 雪駿、金 載中、宇賀神 崇

「行政不服審査法（改正草案意見募集稿）」は、1999 年制定の同法を初めて全面改正する意見募集稿である。改正内容としては、行政不服審査の申立事項の追加（収用・公用使用、行政協議及び政府情報公開に関する事項等）（10 条）や、行政不服審査対象外事項（国防、外交等の国家行為等）の追加明記（11 条）等制度の実質面に関するものから、行政不服審査の簡易手続の新設²²（50 条以下）のように、制度の大枠に関するものまで多岐にわたる。このほか、行政不服審査の受理要件（28 条）、資料補正（29 条）、調解及び和解手続（34、69、70 条）、行政不服審査の中止及び終止事由（36、37、38 条）、立証責任（41 条）、聴聞（47、48 条）等手続に関する規定も新設された。なお、改正法が正式に公布される場合、必要に応じ最終的改正内容も紹介する。

(全 86 条)

4. 「不動産登記法（意見募集稿）」²³

自然資源部 2022 年 10 月 30 日公表 意見募集期限 2022 年 11 月 29 日

執筆担当：柴 巍、児玉 祐基、宇賀神 崇

現行の「不動産登記暫定条例」を代替する予定の、不動産統一登記制度を初めて定める法律の意見募集稿である。制度全体は基本的に現行の条例（2014 年施行、2019 年改正）を踏襲しているが、2021 年の民法典の施行に合わせた修正（例えば、国家自然資源所有権、居住権、探鉱権等を登記制度の対象とすること等（6 条））が行われたほか、不動産登記責任保険及び不動産登記賠償基金制度の設立（17 条、18 条）、不動産登記のオンライン・オフラインの一窓口での受理（4 条）、不動産登記情報の安全保障（106 条）等の内容が盛り込まれている。

²¹ 原文「行政復讐法（修订草案）征求意见」

²² 30 日以内に決定が下される（71 条。一般手続は 60 日）。

²³ 原文「关于《不动产登记法》（征求意见稿）公开征求意见的公告」

中国最新法令 < 速報 >

5. 「『民法典』契約編通則部分の適用に関する解釈（意見募集稿）」²⁴

最高人民法院 2022 年 11 月 4 日公表 意見募集期限 2022 年 11 月 20 日

執筆担当：柴 巍、児玉 祐基、宇賀神 崇

民法典施行後、総則編、物権編、担保編、相続編、婚姻家庭編の司法解釈はそれぞれ制定されたものの、契約部分の司法解釈は未だに制定されていなかった。本意見募集稿は、契約編の初めての司法解釈として、契約編の通則部分に関するものであり、契約法の司法解釈等を踏まえつつ、一般規定、契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の保全、契約の変更及び譲渡、契約上の権利義務の終了、違約責任と、契約編通則の各部分ごとに規定を設けている。

Ⅲ. その他の法令等一覧

2022 年 10 月 25 日から 2022 年 11 月 7 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「黄河保護法」

（原文：中华人民共和国黄河保护法）

（全国人民代表大会常務委員会、2022 年 10 月 30 日公布、2023 年 4 月 1 日施行）

2. 「牧畜法（2022 年改正）」

（原文：中华人民共和国畜牧法（2022 修订））

（全国人民代表大会常務委員会、2022 年 10 月 30 日公布、2023 年 3 月 1 日施行）

3. 「個人商工業者発展促進条例」

（原文：促进个体工商户发展条例）

（国务院、2022 年 10 月 1 日公布、2022 年 11 月 1 日施行）

4. 「商標代理監督管理規定」

（原文：商标代理监督管理规定）

（国家市場監督管理総局、2022 年 10 月 27 日公布、2022 年 12 月 1 日施行）

5. 「税関高級認証企業基準（2022 年版）」

（原文：海关高级认证企业标准（2022 年版））

（自然資源部、2022 年 10 月 28 日公布、同日施行）

6. 「配達便利利用者個人情報安全管理規定（草案意見募集稿）」

（原文：关于《寄递用户个人信息安全管理规定》草案公开征求意见的通知）

（国家郵政局、2022 年 10 月 25 日公表、意見募集期限 2022 年 11 月 23 日）

7. 「路上自動車両生産参入許可管理条例（意見募集稿）」

（原文：公开征求对《道路机动车辆生产准入许可管理条例（征求意见稿）》的意见）

（工業情報化部、2022 年 10 月 28 日公表、意見募集期限 2022 年 11 月 27 日）

8. 「特許審査ガイドライン（改正草案二次意見募集稿）」

（原文：关于就《专利审查指南修改草案（再次征求意见稿）》公开征求意见的通知）

（国家知的財産権局、2022 年 10 月 31 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 15 日）

²⁴ 原文「关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则部分的解释（征求意见稿）」

中国最新法令 < 速報 >

9. 「税関輸出入貨物申告管理規定（意見募集稿）」

（原文：关于《中华人民共和国海关进出口货物申报管理规定（征求意见稿）》公开征求意见的通知）

（税関総署、2022 年 11 月 4 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 3 日）

セミナー情報

- セミナー [【オンデマンド配信セミナー】『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2022 年 11 月第 1 弾）』](#)

視聴期間 2022 年 11 月 2 日（水）～2023 年 1 月 31 日（火）

講師 田中 浩之、森 規光、西尾 賢司、細川 怜嗣

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。

MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『グローバル労働法カレッジ「中国編」』
開催日時 2022 年 12 月 2 日（金）14:00～17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人 経団連事業サービス
- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
開催日時 2023 年 1 月 17 日（火）13:30～16:30
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
主催 株式会社 経営調査研究会

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、
児玉祐基、森琢真
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、
沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com